

## 委託業務仕様書

### 1. 委託業務の名称

民間企業・団体等と連携した地元参加型の地域経済活性化への取組（ロボテスコラボメニュー）の拡大・定着事業

### 2. 業務の目的及び概要

東日本大震災から13年以上が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村：以下「12市町村」という。）では、未だ帰還していない事業者や住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

復興を加速化するためには、なりわいや賑わいを再生することが必須であるが、その一つのアプローチとして、震災後に新たに創出されたコンテンツと連携した上で、地元参加型で地域経済に裨益する取組を行っていくことが重要と考えられる。

本業務委託では、福島ロボットテストフィールドにちなんで南相馬市及び浪江町の商工・サービス事業者が展開している「ロボテスコラボメニュー」の取組（以下、「本取組」という。）について、一般消費者に対し周知・訴求を図るとともに、参加事業者の拡大を図ることと、本取組の拡大と地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

### 3. 業務内容

受託事業者は、上記の目的を踏まえつつ、次の①から③を重視しながら、本取組が「みんなから愛されるロボテスコラボへ」を目指し、（1）及び（2）を実施する。

- ① 参加事業者喜んでいただけること
- ② 一般消費者に繰り返し利用していただけること
- ③ 地元経済団体に理解・共感・協働していただけること

#### （1）総合的プロモーション活動の企画・実施

本取組を将来的に地元経済団体・事業者の自発的取組として自走化させるためには、地元経済団体・事業者等からの理解と協力を得た上で、地元参加型で地域経済に裨益する取組として地元で定着させる必要がある。そのためには、参加事業者による取組みの更なる発展と新規参加事業者の拡大に向け、その動機付けや啓発を行っていくとともに、「ロボテスコラボメニュー」の消費拡大に向け、地元の消費者のみならず首都圏をはじめとする域外の消費者に対しても周知・訴求を行っていくことが極めて重要である。

かかる認識の下、参加事業者や地元のニーズに対応しながら、効果的手法を工夫しつつ、本取組に係る総合的プロモーション活動を企画・実施する。その際、以下のアからウを含むものとする。

#### ア 既存のプロモーション素材の活用及び刷新

本取組の参加事業者に貸与・配布している屋外バナーや卓上POP、参加店舗を紹介

するパンフレットやホームページ等を有機的に連携させた効果的なプロモーション活動を企画・実施する。その際、既存の各種プロモーション素材のデザインやバリエーションの見直しも含めて検討し、各種プロモーション素材の刷新を図る。

#### イ 動画投稿サイトの活用

既存の YouTube チャンネル「ロボテスコラボ」を通じてプロモーションを行うこととし、本年度に新規に参加した事業者（以下、「新規事業者」という。）及び既に参加している事業者であって過去に動画で紹介されていない事業者（以下、「未紹介事業者」という。）を中心に、それらの店舗及びロボテスコラボメニューを紹介する動画を製作する。

- ・新規事業者を紹介する動画（1分程度）：8本程度
- ・新規事業者及び未紹介事業者をストーリーで紹介する動画（10分程度）：2本程度

#### ウ 地元イベントの活用

南相馬市原町商工会議所青年部の主催により7月27日に開催される「サマーフェスタ 2024 in 北泉～笑顔でつなぐ 夏の思い出～」(以下、「サマーフェス」という。)に本取組の参加事業者と連携しながら出展し、本取組及びロボテスコラボメニューを一般来場者に向けて周知・訴求を行う。

### (2) 事業の効果検証および課題整理

上記(1)について、一般消費者の認知度向上ならびに参加店舗の拡大や地元参加型の地域経済に裨益する仕組みの構築・定着効果に関する効果検証及び課題整理を行う。なお、効果検証及び課題整理にあたっては、以下のアからウをインターネット等の技術を活用して効率的・効果的に実施する。また、配布対象、実施方法、時期などの詳細については、委託者と事前に十分に協議することとする。

#### ア 参加事業者・地元関係団体等へのアンケート（2回実施）

- ・第1回目のアンケートは、現状の本取組に係る課題・要望の把握を目的とし、本契約を締結後、速やかに実施すること。
- ・第2回目のアンケートは、本取組への満足度の変化や次年度に向けた課題の把握を目的とし、2025年2月頃に実施すること。

#### イ 参加事業者と連携した一般消費者へのアンケート

- ・回答者の属性、ロボテスコラボメニューの認知度・利用率・満足度・改善に向けたアイデア等を把握。

#### ウ サマーフェス来場者へのアンケート

- ・回答者の属性、ロボテスコラボメニューの認知度・消費意欲・改善に向けたアイデア等を把握。

## 4. 進捗報告

### (1) 定例報告

受託者は、定期的に委託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する、打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

## (2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

## 5. 事業報告

本事業の業務終了後、本事業に関する報告会を実施すること。開催時期等は以下の通り。

時 期：本事業の業務が終了次第

場 所：福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。

## 6. 業務内容に係る留意事項

- (1) 各企画の内容（デザイン、キャスティング、実施方法等）については、発注者と十分に協議を行った上で決定すること。
- (2) 各企画の実施については、感染症等の状況を考慮し、中止や延期の判断をする場合があることとし、その場合は、再度見積もりを提出した上で、変更の契約を行うこと。
- (3) 本事業により制作された制作物については、委託期間中及び委託期間終了後に、発注者が活用できるものとする。

## 7. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 8. 締結後の提出書類・納入物

- (1) 業務報告書 正・副 各1部（紙媒体及び電子メディア）
- (2) その他委託者が必要と認める書類

## 9. 委託業務の基本方針

- (1) すべての業務を実施するにあたり、委託者と十分に協議すること。
- (2) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業（委託者のほか福島県、12市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業）と連携・調整を実施すること。
- (3) 機密の保持  
受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## (4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じ

た場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場

合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(5) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(6) 疑義に関する協議等

疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上